

J T U

埼玉高教組

ニュース

NO. 650

発行 埼玉高等学校教職員組合

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町3-13-10

ヤギンタビル4F



くじら

教育復興に向けて支援の輪を広げよう!

TEL 048-823-4071

FAX 048-823-4072

Eメール saikojtu@maple.ocn.ne.jp

総実勤務時間の縮減が可能となる具体策を示せ!

～埼玉県人事委員会、10月20日勧告～

物価上昇は加味されない

10月20日県人事委員会から勧告及び意見が出された。勧告については、若年層中心の月例給と、一時金の0.1月分アップが盛り込まれた。勧告はそもそも給与の官民比較が主な指標であるため、昨今のウクライナでの戦闘に伴うエネルギーを始めとしたあらゆる物品の価格高騰や円安による輸入品の高騰による物価上昇などは加味されていない。全ての人に影響を受けているのに勧告はそれに対して無力であるのは何とも云えない歯がゆさである。

まだまだ足りない業務削減

さて、意見の中で強調されたのは「総実勤務時間の縮減」とした「教職員の働き方改革」である。昨年度の時間外在校等時間が年間360時間を超えている割合が41.2%に達しており、県教委はこれを再来年度末までに360時間以内を100%にする目標を掲げている。

そのために「学校における働き方改革基本方針」を本年度4月に改定したのだが、現場で何か変化が感じられているのだろうか？多忙化解消、負担軽減が目に見えているのだろうか？高校現場では4月より新教育課程がスタートし、それと共に観点別評価も加わった。明らかなプラス負担だと思われるが、果たして何が縮減したのだろうか？「子どもと直接関わらない執務時間を縮減するためのデジタルツール

の活用」が盛り込まれたが、留守番電話すら満足に機能していない学校があるのに、デジタルツールとは何ぞや？

部活動、未配置・未補充問題

部活動について、「引き続き学校の管理職は運用状況の確認や指導に努めていく必要がある」とされたが、果たして「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」は徹底されているのだろうか？

学校現場における未配置・未補充も取り上げられた。「発生する原因を分析するとともにその対応策を早急に講じ、生徒への教育に支障を及ぼさないようにする必要がある」と述べているが、解消の道筋はあるのか？

示せ！具体的な策を

いずれにしても、目に見える形での働き方改革を進めて欲しい。私たちに具体的なものを示して欲しい。私たちは勧告・意見を基に要求書を作成・提出して交渉に臨むことになるが、絵に描いた餅は見たくないもので、県教委の誠意ある回答を引き出すべく頑張るだけである。

～訂正～

前号649号1面、右側下から7行目の「円高による物価上昇」は「円安による物価上昇」の誤りです。ご指摘くださった方、有り難うございました。

「特別支援教育の中止」を勧告！ ～国連・障害者権利委員会 日本政府へ～

国連は正しいインクルーシブを求めている

我が国の障害者権利条約の批准は2014年。国連の障害者権利委員会は、この8月に各国の進捗状況を審査し、9月9日、審査を踏まえた勧告を我が国へ発表した。その内容は、特別支援教育の問題点に大きく踏み込んでいる。政府の公式翻訳は後日だが、勧告の教育に関する部分をお伝えしたい。

- ①「インクルージョン」「インクルーシブ」の定義を正しく理解すること
- ②現在の日本の特別支援教育(特別支援学級を含む)は「隔離特別教育」であること
- ③特別支援教育を中止し、すべての学校段階がインクルーシブ教育に移行するための、具体的な達成目標、期間、予算をともなった、国家行動計画を採択すること
- ④障害のある子が普通学級に就学することを拒否できない法制度を整備すること
- ⑤過半数時間を特別支援学級で学習することを規定した「2022年4月27日通知」を撤回すること
- ⑥全ての障害児に対し合理的配慮を保障すること
- ⑦教職員のインクルーシブ教育に関する研修の確保と障害の人権モデルに関する意識啓発
- ⑧通常学級における代替的・拡張的なコミュニケーション・情報伝達の態様及び手段の使用を保障
- ⑨高等教育における障害学生にとっての障壁(大学入試および学習プロセスを含む)に対処する国レベルの包括的政策の策定

求められる！インクルーシブの正しい理解

以上のように、日本の学校教育に抜本的な改革を促す内容となっている。ここで述べられているのは真の「インクルーシブ教育」であり、文科相の造語である「インクルーシブ教育システム」ではない。

みなさんはどう感じるであろうか。私自身は、ようやくここまで来た、というのが正直な感想だ。思い起こせば15年前、縁あって特別支援学校の教員となり、それまでの自分史の中で全くと言っていいほど出会ったことのなかった車いすの子どもたちを目の当たりにした。「そうか。こういうところに集められていたから、出会う機会がなかったのか」と衝撃を受けたことを思い返した。その後、亡くなった子どもの葬儀に出席

した際、同級生がほとんど参列していない状況を見て、障害を持つこともばかりの学校であるが故のことと感じ、このままではいけないと共育共生運動に携わるようになった。

権利としてのインクルーシブ教育

今回の国連の勧告には、新聞やテレビ報道も多くされ、物議を醸している。知り合いの研究者でさえ、「今の通常学級の状態のままでは、これが実現することが良いとは思えない」と言われる方もいる。

しかし、「インクルーシブ教育」は権利であって、教育方法論や教育条件論ではないと声を大にして言いたい。障害当事者が通常学級で学ぶことで問題が起こることもあろう。だが、それをどう調整していかかが、教師や学校へ求められることであるし、また子どもたちとともに、どう解決していくかというプロセスこそが本当の学習なのだ。実際に豊中市立南桜塚小学校や大阪市立大空小学校、世田谷区立桜丘中学校、きのくに子どもの村学園等がインクルーシブ教育を実践し、「こうやったらみんな一緒にできる」という事例を作っている。先行事例を手本に学校を変えていくべきなのではないか。

分けていることは差別と認識すべき

勧告を受け、永岡桂子文部科学大臣は記者会見で「特別支援教育は中止しない」と発言したが、国連勧告の意味を分かっているのだろうか。障害者権利「条約」は、法のピラミッドでは、法律の上に位置する。条約に違反する法律は、「上位法優先の原則」で無効、改正すべきなのだ。政府及び文部科学省には法治国家として勧告に真摯に向き合う姿勢が求められる。国連が「隔離」と強い言葉を使ったのは、分けることは「差別」だからである。因みに分ける理由を旧文部省の文書では「健常者」の教育を守るためとしている。

「インクルーシブ教育の利益を論ずることは奴隷制度やアパルトヘイトの是非を問うのと同じ」(ニュージーランドのヘレン前首相)。ようやく日本も「当たり前権利」が行使できるように動き出す。もう、ごまかしてはいけません。私たち埼玉高教組共育共生部も引き続き手綱を緩めず頑張っていきたい。

(共育共生部部長 武井真人)